

名古屋北 法人会だより

No.

151

2021年 9月

〔題字〕名古屋北税務署長 浅野和美



第46回 通常総会・総会記念講演会を開催

日時 令和3年6月9日(水) 場所 名古屋市北文化小劇場



新型コロナ禍の中、感染症対策を徹底し、第46回通常総会を盛会裏に開催しました。

当日出席会員76、委任状提出会員1,286、総数1,362社の皆さまのご出席をいただき、総会は有効に成立し、ほぼ例年に近い規模での通常総会と、門田隆将氏による記念講演会を無事に開催することができ、偏に会員の皆さま方のご協力のお陰と心より感謝申し上げます。

総会では、議案の審議に先立ち、会員増強目標達成支部、支部運営功労者、会員増強功労社、事業参加良好社、大型保障制度推進目標達成者の該当の皆さんを表彰し、徳永和人前会長から感謝状等が手渡されました。

続いて議案審議では、予定されていた全ての議事を会場に諮り、いずれの議案も満場の拍手で承認されました。

また、退任役員の方々に永年のご苦勞を労い感謝状をお渡し、ご来賓の名古屋北税務署長様から祝辞をいただきました。

通常総会直後の臨時理事会では、新たに石原彰久氏(株)カケン・大杉支部)を会長に選出し、組織の充実・躍進に向けて心を一にしました。



記念講演会

人気テレビ番組「そこまで言って委員会 NP」のコメンテーターとしてもお馴染みで、気鋭の人気作家・ジャーナリストの門田隆将氏を講師に「このままでは「日本」は滅ぶ! ~コロナが世界と日本に問うたものとは何か~」をテーマに熱く講演いただきました。

令和2年度表彰者

(敬称略・順不同)

特別表彰者

株式会社ナカシロ 徳永和人
株式会社日新瑠璃製作所 早川範廣
株式会社材菊商店 渡邊佳彦

会員増強目標達成支部

清水支部 金城西支部

支部運営功労者

支部	会社名
上飯田	名古屋合同トラック(株)
山田	山田製菓(株)
大曾根	山宗(株)
杉村	朋和設備工業(株)
大杉	(株)魚鉄
清水	名光機器(株)
	協和建設工業(株)
金城西	(株)白木

支部	会社名
金城西	(有)千成工業
	(有)中日新聞 志賀専売店
若葉	いちい信用金庫 名北支店
	岡崎信用金庫 城北支店
北陵	キムラユニティー(株)名古屋北営業所
	(株)ティーオーエム
楠	敷島測量設計(株)
	(株)中日スタヂオ
	名北電気工事(株)
	愛知バス(株)
瀬古	東春酒造(株)
	(株)マルモ運輸
守山	(有)魚こう
小幡	(株)TAS建築設計事務所
大森	(株)愛研
	名東生コン(株)
	大丸産業(株)

支部	会社名
みどり	新栄機工(株)
守山北	(株)大永興舎
	(株)根岸建築

会員増強功労社

支部	会社名	勤奨数
6社以上		
清水	中日信用金庫 本店	8
金城西	ユニック中部販売(株)	6
2社以上		
北陵	(有)佐久間土地	3
金城西	名急商事(株)	2
瀬古	(株)中京銀行 守山支店	2
守山北	(株)ナカシロ	2

CONTENTS

名古屋北法人会だより No.151

新任・退任のあいさつ	1
第46回通常総会	3
令和2年度表彰者	
令和2年度正味財産増減計算書	
名古屋北税務署新陣容	5
名古屋北税務署 新署長着任インタビュー	6
国税広報	7
愛知県広報	11
名古屋市広報	13
税理士会	15
法人会の事業活動	17
支部活動	19
女性部会活動	20
青年部会活動	21
会員のページ	23
新会員紹介	24
コロナに負けるな! 職場における感染防止対策チェックリスト	25

今回の表紙

東谷山フルーツパークの「世界の熱帯果樹温室」

名古屋市の東北端、東谷山(標高 198.3m)の麓に位置する東谷山フルーツパークは、豊かな緑と水と太陽、爽やかな空気に恵まれた多目的農業公園で、都市における自然とのふれあいの場として、植物観察や散策のほか、果樹栽培技術の指導・研究を通じて広く親しまれています。

写真の「世界の熱帯果樹温室」は、大小二つのドーム型をした温室で、東谷山周辺に多数存在する古墳群のひとつ“前方後円墳”をモデルにデザインされ、バナナ、パイナップル、ココヤシ、レモン、パッションなど104品種、282本の熱帯果樹・亜熱帯果樹が植えられています。

青空の下、法人会のマスコットキャラクターの“けんた”君が映え、とてもさわやかなイメージとなりました。



新任・退任のあいさつ

新任あいさつ／会長

株式会社カケン 代表取締役社長 石原 彰久



昨年来のコロナで私達の会員増強、懇親会等様々な定期イベントが中止を余儀無くされた。宴会の類いは全て開催不能となりました。活動を「コロナ感染防止の為だから」と全て止めてしまうのは容易です。しかし毎月の退会届けの数の多さを見ると、長年続いた法人会活動の原点に思うものが有ります。コロナは感染症とそれに伴う政府と愛知県による非常事態宣言等飲食関連中心の経済自粛で商売を邪魔された会員が経済的危機に立たされます。その時気軽に相談して貰って地元商工会に繋いで関連補助金融資を受けて頂いて元気な会員であり続けて頂ける活動をして来たかどうか問われる正念場が今なのかも知れません。前会長の時に退会防止活動に予算を付けて頂きました。十分活用出来ないまま今に至ります。

会長就任に当たり役員、会員の皆様に支えられての法人会活動です。基本はお互いのコミュニケーションです。会員増強もお会いしてお話ししないと出来ません。退会防止も同様です。商工会を通じて政策金融公庫のアピールも大切です。本年10月からインボイス事業者登録が始まります。三年後施行されますと消費税免税事業者と取引している会員に影響が出ます。これは免除されていた方がやる気を出して法人化されるチャンス的一面も有ります。税務御当局の施策であり、私達が活動を通じて周知すべき事柄です。その他活動すべき事は山積します。コロナが明けて懇親会を再開し皆さんとワイワイ進めて行きたい所存ですので宜しくお願い致します。

退任あいさつ／前会長

株式会社ナカシロ 取締役会長 徳永 和人



法人会の思い出

第46回通常総会に於いて、私は法人会の定年を迎えました。長年の間法人会の皆様方に支えられ、無事会長の職をこなすことが出来たことは、偏に会員の皆様方のご支援の賜と深く感謝申し上げます。

去るにあたり、今までの様々な思い出が蘇ってきます。法人会緑支部の入会に始まり、支部分割で守山北支部ができ、支部長として支部役員の方々と地域に密着した楽しい活動が私の生き甲斐でもありました。地域内を積極的に廻り資料配布から会員増強活動等、足で駆け回っていたのが思い出されボランティアの素晴らしさを実感したのが、その後の私の活動の原点となっています。

しかし、法人会も時代の流れに逆らえず、日本経済と一緒に長期低迷、会員減少で本来の活気ある活動が失われてきました。

収入面でも簡易保険収入が今やゼロに近く運営面で困窮して来ました。そこで会の改革が必須となったところで会長の職が私に回ってきました。また、公益法人制度改革による公益法人移行も絡み全面的な法人会改革に着手し事務局員の減、事務所家賃の減、駐車場を無くし経費削減を行い、最後に皆様方の全面的なご協力のもと会費の値上げを行い実行させていただきました。

10年先を目指し、より一層健全な法人会活動を行う体力ができたものと感謝申し上げます。

しかし、ここ暫らくは新型コロナでまともな法人会活動が出来なかったことが私には残念でなりません。この困難を北法人会は新しい体制で様々な活動を行い、明るく楽しい活動的な会を目指して乗り越えてください。

パンデミックが収まったのち、社会が平常に戻った時こそ法人会の活動が一番大切な時期になってまいります。税を学びいかに理解し経営に生かすは経営者自身にかかっています。「健全な経営」「正しい納税」「社会に貢献」をモットーに皆様方が活躍されることを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

副会長(委員長)のみなさん

総務委員長

親和電機株式会社 代表取締役社長 小林 健次郎



先般の第46回総会におきまして副会長の留任をご承認頂きました。
本年度より税制委員会から総務委員会に担当（委員長）が変わりました。石原会長を始め役員の皆様や理事メンバーの皆様、事務局とも協力し、気持ちも新たに当会の活動全体をますます活性化・充実化させ、会員の皆様が積極的に活動にご参加いただけるような環境整備も行っていきたいと考えております。
経験不足と能力不足は自覚しておりますが、精一杯努めて参る所存ですのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

事業委員長

光洋運輸株式会社 代表取締役 小田 耕司



この度、事業委員長を仰せつかりました。仕事はトラック運送業を営んでおります。輸送量低迷の影響はあるものの、コロナ禍にあっても市民生活に欠くことのできない事業であるとされ、特段の規制を受ける事もなく、経済の一端を担う事が許されております。
しかしながら、会員法人様の中には、販売量の激減、商いの自粛等、厳しい環境の中での事業活動には、大変なご苦勞を伴っているものと存じます。
法人会事業も様々な制約を受ける中、皆様方の要望に副う形態を模索しつつ、困難の中から革新を導き出し、魅力ある事業を計画実施してゆくことができると考えております。
税知識の普及から社会貢献活動におよぶ様々な事業は、皆様のご理解とご協力なくしては、その目的を達成することが出来ません。何よりも行事に参加していただく事で、法人会会員であることの利益を享受していただき、それぞれの事業の維持発展の糧にさせていただきますよう、心からお願い申し上げます。

税制委員長

太平鋼機株式会社 代表取締役社長 志水 博次



新しく税制委員会を担当させていただきます。前任者は、人望の厚い小林副会長でありますので、おおいに身の引き締まる思いです。紐解きますと、税制とは、「税金のかけ方や取立に関する制度」とあります。身近なところで給与時に税金を納めています。また、会社決算時にも納める時もあります。今後は、税制委員会にて、「正しい納税」、「中小企業に暖かい課税提言活動」等、税制について共に学ぶ事が出来ます様をお願いを致しまして、挨拶とさせていただきます。

組織委員長

中日信用金庫 理事長 山田 功



本年度より、組織委員会を担わせていただくことになりました。
最近では中小企業になる大企業もありますが、全企業数の99.7%は中小企業です。「大」は「小」を兼ねません。技術力はもちろん、人材活用策など独自性を発揮している強い中小企業は数多くあります。歴史と豊かな文化のある名古屋北税務署管内に所在する法人会員企業約2,600社の皆さんとともに、「よりよい企業、経営者」「税に強い経営者」をめざし、名古屋経済の基盤を支えていきましょう。
会員の皆様にご協力を賜り、委員会活動を推進していきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

広報委員長

株式会社エイチエムテクノス 代表取締役社長 長谷川 正男



「名古屋北法人会だより」を年3回（1月5月9月）発行し、全会員に配布しております。
今年の表紙は、法人会のメイン活動の一つである「社会貢献」の「献」=「犬」に結びつく親しみやすいキャラクターとしての犬をモチーフにしたオリジナルデザインの「けんた」君を前面に打ち出したところ、大変好評をいただいております。
法人会の広報を預かる者として、広報委員と共に常に紙面を工夫し、興味深く、会員の皆様に満足して戴ける広報誌創りに、なお一層貢献していきたいと存じます。今後とも「名古屋北法人会だより」をよろしくお願い致します。

厚生委員長

川辺建設株式会社 代表取締役社長 川邊 清次



「11年目を迎えた厚生委員」
厚生委員長を仰せつかって11年目を迎えます。厚生委員の主な仕事は、生命保険、損害保険、ガン保険の勧誘です。なぜかと申しますと、会員は団体割引で掛金が安くなる・法人会には事務手数料が入る・保険会社は儲かる、からです。所謂「三方よし」の関係です。
事務手数料は会費値上げ前は北法人会の収入の50%近くあり、値上げ後も41%台です。
厚生委員会というより総務財務委員会かも知れません。いずれにせよ、北法人会の大黒柱のひとつです。財政が豊かになれば、会員に本来の福利厚生事業にもっと寄与できると思います。
今年度も、何卒よろしくお願い致します。

令和2年度正味財産増減計算書(内訳表)

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計				収益事業会計				法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1)経常収益										
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	2,321	2,321
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	2,321	2,321
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	46,535	46,535
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	46,535	46,535
受取会費	0	0	5,455,100	5,455,100	0	818,265	0	818,265	21,002,135	27,275,500
正会員受取会費	0	0	5,388,100	5,388,100	0	808,215	0	808,215	20,744,185	26,940,500
特別会員受取会費	0	0	67,000	67,000	0	10,050	0	10,050	257,950	335,000
事業収益	0	633,000	0	633,000	1,110,957	336,000	0	1,446,957	0	2,079,957
研修事業収益	0	633,000	0	633,000	0	0	0	0	0	633,000
広報事業収益	0	0	0	0	150,000	0	0	150,000	0	150,000
福利厚生事業収益	0	0	0	0	461,260	0	0	461,260	0	461,260
会員親睦事業収益	0	0	0	0	0	336,000	0	336,000	0	336,000
簡易保険取扱事業収益	0	0	0	0	499,697	0	0	499,697	0	499,697
受取補助金等	0	0	19,181,800	19,181,800	0	2,277,611	0	2,277,611	744,000	22,203,411
受取県連補助金	0	0	0	0	0	2,277,611	0	2,277,611	0	2,277,611
受取全法連助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	744,000	744,000
受取全法連助成金振替額	0	0	19,181,800	19,181,800	0	0	0	0	0	19,181,800
受取負担金	0	0	0	0	0	2,120,000	0	2,120,000	0	2,120,000
理事会受取負担金	0	0	0	0	0	1,056,000	0	1,056,000	0	1,056,000
青年部会受取負担金	0	0	0	0	0	804,000	0	804,000	0	804,000
女性部会受取負担金	0	0	0	0	0	260,000	0	260,000	0	260,000
雑収益	0	0	0	0	147,134	0	0	147,134	24,633	171,767
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	833	833
雑収益	0	0	0	0	147,134	0	0	147,134	23,800	170,934
経常収益計	0	633,000	24,636,900	25,269,900	1,258,091	5,551,876	0	6,809,967	21,819,624	53,899,491
(2)経常費用										
事業費	14,670,116	14,466,680	0	29,136,796	1,243,181	4,514,817	0	5,757,998	0	34,894,794
役員報酬	1,751,980	1,611,420	0	3,363,400	180,720	486,940	0	667,660	0	4,031,060
給料手当	2,900,872	2,668,135	0	5,569,007	299,230	806,259	0	1,105,489	0	6,674,496
臨時雇賃金	4,000	7,000	0	11,000	0	0	0	0	0	11,000
福利厚生費	941,031	865,530	0	1,806,561	97,068	466,149	0	563,217	0	2,369,778
退職給付費用	72,555	66,731	0	139,286	7,483	20,165	0	27,648	0	166,934
会議費	12,399	811,986	0	824,385	1,278	541,773	0	543,051	0	1,367,436
旅費交通費	185,966	353,810	0	539,776	18,815	329,218	0	348,033	0	887,809
通信運搬費	1,288,969	1,110,107	0	2,399,076	150,115	430,773	0	580,888	0	2,979,964
消耗品費	412,147	628,606	0	1,040,753	16,296	320,561	0	336,857	0	1,377,610
印刷製本費	1,425,618	1,078,342	0	2,503,960	39,549	112,063	0	151,612	0	2,655,572
広報誌印刷費	2,786,416	1,011,855	0	3,798,271	183,049	0	0	183,049	0	3,981,320
光熱水料費	234,105	215,320	0	449,425	24,148	65,065	0	89,213	0	538,638
事務室賃借料	0	0	0	0	76,472	0	0	76,472	0	76,472
研修室賃借料	963,848	1,104,496	0	2,068,344	0	0	0	0	0	2,068,344
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸謝金	145,000	1,713,577	0	1,858,577	0	0	0	0	0	1,858,577
支払負担金	344,630	118,800	0	463,430	0	518,100	0	518,100	0	981,530
委託費	469,483	178,877	0	648,360	20,061	54,053	0	74,114	0	722,474
会場費	70,100	274,568	0	344,668	0	0	0	0	0	344,668
広告宣伝費	95,182	57,873	0	153,055	2,851	7,682	0	10,533	0	163,588
表彰費	27,724	95,000	0	122,724	0	204,594	0	204,594	0	327,318
リース料	399,161	367,134	0	766,295	41,173	110,940	0	152,113	0	918,408
支払手数料	138,930	127,513	0	266,443	84,873	40,482	0	125,355	0	391,798
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	9,115,835	9,115,835
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	988,940	988,940
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	1,637,453	1,637,453
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	531,182	531,182
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	40,953	40,953
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	114,067	114,067
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	122,972	122,972
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	844,618	844,618
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	12,636	12,636
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	254,744	254,744
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	601,862	601,862
広報誌印刷費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,103,379	1,103,379
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0	132,143	132,143
事務室賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452,976	1,452,976
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	1,870	1,870
支払負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	202,850	202,850
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	3,000
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	292,641	292,641
会場費	0	0	0	0	0	0	0	0	36,210	36,210
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	59,602	59,602
渉外慶弔費	0	0	0	0	0	0	0	0	65,952	65,952
表彰費	0	0	0	0	0	0	0	0	238,180	238,180
リース料	0	0	0	0	0	0	0	0	225,312	225,312
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	77,533	77,533
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	74,760	74,760
経常費用計	14,670,116	14,466,680	0	29,136,796	1,243,181	4,514,817	0	5,757,998	9,115,835	44,010,629

科 目	公益事業会計				収益事業会計				法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 14,670,116	△ 13,833,680	24,636,900	△ 3,866,896	14,910	1,037,059	0	1,051,969	12,703,789	9,888,862
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 14,670,116	△ 13,833,680	24,636,900	△ 3,866,896	14,910	1,037,059	0	1,051,969	12,703,789	9,888,862
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0		0		0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 14,670,116	△ 13,833,680	24,636,900	△ 3,866,896	14,910	1,037,059	0	1,051,969	12,703,789	9,888,862
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	73,000	0	0	73,000	0	73,000
当期一般正味財産増減額	△ 14,670,116	△ 13,833,680	24,636,900	△ 3,866,896	△ 58,090	1,037,059	0	978,969	12,703,789	9,815,862
一般正味財産期首残高										58,343,435
一般正味財産期末残高										68,159,297
II 指定正味財産増減の部										
受取補助金等	0	0	19,181,800	19,181,800	0	0	0	0	0	19,181,800
受取全法連助成金	0	0	19,181,800	19,181,800	0	0	0	0	0	19,181,800
一般正味財産への振替額	0	0	△ 19,181,800	△ 19,181,800	0	0	0	0	0	△ 19,181,800
一般正味財産への振替額	0	0	△ 19,181,800	△ 19,181,800	0	0	0	0	0	△ 19,181,800
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部										
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高										68,159,297

令和2年度表彰者

(敬称略・順不同)

事業参加良好社

支 部	会社名
上飯田	ま さ き 電 設 (株) (株) イ ズ ミ
山 田	親 和 電 機 (株) (株) 中部精機製作所
大曾根	桶 槽 工 業 (株) (有) 彩 光 社
杉 村	ナゴヤホカンファシリティーズ(株) (株) 甲 英
大 杉	(株) カ ケ ン (株) 魚 鉄
清 水	川 辺 建 設 (株) 佐々木建設工業(株) ヒ ラ テ 産 業 (株) (有) 同 和 製 作 所 (株) オ ー ケ テ ッ ク
金城西	ユニック中部販売(株) 日 比 野 建 設 (株) 名 急 商 事 (株) 草 川 工 業 (株) 太 田 (株) (有) 中日新聞志賀専売店 (有) 名古屋シルバーサポート
若 葉	北愛知三菱自動車販売(株)
北 陵	(有) 佐 久 間 土 地 ハートエージェンシー(株) 長瀬電気工業(株) 東 海 整 毛 (株) (有) ア イ ケ イ

支 部	会社名
桶	(有) 山 水 園 東 洋 測 量 設 計 (株) 鈴 重 商 事 (有) (株) ミ ノ シ ョ ウ
瀬 古	光 洋 運 輸 (株) 日 生 産 業 (株) (有) 前 田 自 動 車 (有) 大 迫 電 気 工 事 (有) ヘアスタジオマリモ (株) 芝 テ ク ノ (株) シバタ紙器製作所 サンポッカサービス(株) (株) 水 勘 製 簾 所 (株) ラ ・ ラ サ ポ ー ト (株) エイチエムテクノス (株) インシュート (株) フ ジ ッ ク ス
守 山	太 平 鋼 機 (株) (株) 晃 菱 矢田川電鍍工業(株) 鉄 名 建 設 (株) 寺 尾 産 業 (株) 山下りか FP Office (株) 横井機械工作所 (有) ド ー ロ キ セ イ (株) ナ カ シ ロ
小 幡	中 部 ビ ル 開 発 (株)
大 森	
みどり	
守山北	

(55社)

大型保障制度推進目標達成支部

推進員に対する表彰

- 1) 会員増強1支部2社以上
谷田久典(2支部達成)
- 2) 新規企業2社以上
倉橋真由美
加藤知代



令和2年度表彰者(代表)のみなさん

名古屋北税務署新陣容 (令和3年7月10日付定期人事異動)

官 職	氏 名	前任部署
署長	浅 野 和 美	調査部 調査開発課 課長
筆頭副署長(総務・個人・資産担当)	大 野 正 寿	(留任)
副署長(管運・徴収・法人担当)	宿 利 孝 則	熊本局 熊本西税務署 特別国税調査官(総合調査担当)
総務課		
総務課長	農 見 伸 一	総務部 税務相談室 室長補佐
総務課長補佐	有 馬 明 子	(留任)
法人課税部門		
筆頭特別国税調査官(法人)	松 田 哲 也	豊橋税務署 特別国税調査官(総合調査担当)
特別国税調査官(法人)	岡 戸 栄 延	査察部 査察総括第二課 査察機動専門官
法人課税第一部門 統括国税調査官	池 原 伸 広	尾鷲税務署 法人課税部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	大 倉 一 祐	査察部 査察管理課 連絡調整官
法人課税第三部門 統括国税調査官	田 村 秀 生	(留任)
法人課税第四部門 統括国税調査官	長谷川 育 子	一宮税務署 管理運営第三部門 統括国税調査官
法人課税第五部門 統括国税調査官	山 下 泰	名古屋北税務署 法人課税部門 連絡調整官
連絡調整官	大 塚 源 三	中川税務署 法人課税第二部門 上席国税調査官
上席国税調査官(審理担当)	村 松 弘 邦	(留任)
管理運営部門		
管理運営第一部門 統括国税徴収官	森 伸 二	掛川税務署 管理運営部門 統括国税徴収官
徴収部門		
徴収部門 統括国税徴収官	山根 新一郎	(留任)
個人課税部門		
個人課税第一部門 統括国税調査官	森 本 強	(留任)
資産課税部門		
資産課税部門 統括国税調査官	奥 村 昌 尚	査察部 査察第五部門 主査

主な転出者・退職者

官 職	氏 名	新任部署等
署長	大 橋 慎 一	(退職)
副署長(管運・徴収・法人担当)	中 村 友 哉	熊本局 調査査察部 調査第一部門 統括国税調査官
総務課長	長谷川 昌伸	総務部 税務相談室 主任税務相談官
特別国税調査官(法人)	前 田 卓 男	(退職)
特別国税調査官(法人)	畔 柳 勝 浩	(退職)
法人課税第一部門 統括国税調査官	田 中 悟	小牧税務署 特別国税調査官(法人担当)
法人課税第二部門 統括国税調査官	松 尾 俊 輔	査察部 査察総括第一課 主査
法人課税第四部門 統括国税調査官	丹 下 勉	関税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
法人課税第五部門 統括国税調査官	福 井 明 広	(退職)



7月から着任された 浅野和美 新署長にお話を伺いました。

ご出身は？ ご家族は？

出身は名古屋市です。

昭和37年生まれで58歳。

妻と長男の3人家族ですが、昨年長男が就職して家を出たことから、妻と2人の生活が始まりました。

お仕事のプロフィールは？

昭和58年静岡県三島税務署に配属されてから、長年調査畑を歩んできました。

過去には副署長として札幌局へ出向し、単身赴任も経験しています。

北海道は自然が豊かな所で、休日には山歩きを楽しんでいました。

当時署長から「北海道の山は熊が出るから、やめてくれ…」と叱られたこともありましたが、今では良い思い出です。

直近では課税二部資料調査二課長、調査部調査開発課長を経験し、令和3年7月に名古屋北税務署長に着任しました。

大切にされていることは？

大切にしていることは「家族」と「健康」です。

誰もが最後に頼れるのは家族だと思っています。

だから、職場のメンバーも家族と思って、接するよう心がけています。

職員が健康で明るい雰囲気職場になるよう努力していきます。

名古屋北法人会に期待されることは？

税務行政の良き理解者として法人会活動により、様々なご支援をいただいております、大変心強く感じています。

ただ、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で、法人会の活動にたいへんど苦勞されていることと思います。

先行き不透明な状況ですが、石原会長の強いリーダーシップの下、皆様が力を合わせこの難局を乗り切っていただき、ふたたび素晴らしい事業活動が行われることを期待しています。

お忙しいところ、ありがとうございました。

税務署からのお知らせ

事業者の方へ



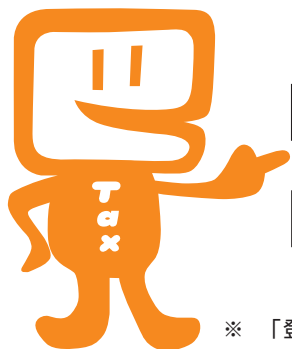
消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



- ☒ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Tax ソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☒ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号

0120-205-553 (無料)

受付時間

9:00~17:00 (土日祝除く)

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の
登録申請手続きに
ついて知りたい方
➡「1」

帳簿・請求書など
の記載事項に
ついて知りたい方
➡「2」

その他の軽減税率制度・
インボイス制度に
ついて知りたい方
➡「3」

○税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードから
サイトへ



〈令和3年5月〉 国税庁

ネットで 便利に納税証明書

税 国税庁



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンからe-Taxを使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

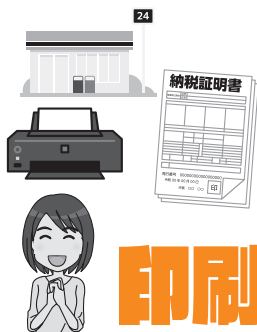
②PDF ファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

**電子納税証明書(PDFファイル)は、
何度でもお使いいただけます。**

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

**電子納税証明書(PDFファイル)は、
何枚でも印刷してお使いいただけます。**

(注) 電子納税証明書(PDF ファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax

検索

こんなとき、
あってよかった!

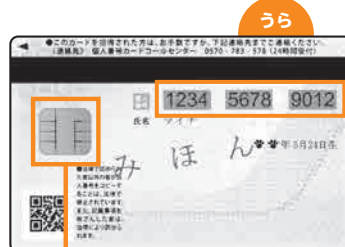
マイナンバーカード

マイナンバーカードは安全です!



なりすましはできません

顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。



マイナンバーを見られても
個人情報盗まれません

マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの
本人確認があるため、悪用は困難です。

オンラインの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません

プライバシー性の高い
個人情報は入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの
個人情報は記載されません。
健康保険証として利用する場合で
も、特定健診情報や薬剤情報などが
ICチップに入ることはありません。

万全の
セキュリティ
対策

- 紛失・盗難の場合は、**24時間365日体制で一時的利用停止可能**
- アプリ毎に暗証番号を設定し、**一定回数間違えると機能ロック**
- 不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み**

他人が悪用できないように
なっているんだね!



マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます!



スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了



パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

証明用写真機

- 1 タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- 4 画面の案内にしたがって、**顔写真を撮影して送信**し、申請完了

郵便

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、**6か月以内に**撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

半分以上の人が
オンラインからの
申請なんだって!



交付申請書をお持ちでない方は、**「マイナンバーカード 郵便」**

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます! プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

年末年始を除く

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about My Number Card etc.

0120-0178-27

マイナンバー
カードの
申請方法は
こちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



愛知県税だより

【法人県民税・法人事業税】

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに 申告等を行うことが困難な場合の手続きについて

日頃は、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人県民税及び法人事業税の期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合における**申告期限等の延長の手続きの方法が、令和3年4月16日より下記のとりの取り扱いとなりました**ので、ご注意事項です。

1 申請方法

期限延長申請書を管轄県税事務所にご提出ください。（提出期限は延長申請理由のやんだ後相当の期間（1か月程度）経過後となります。）

記載例については、愛知県税務課のウェブページをご覧ください。

また、ご提出に際しては、**税務署に提出した申請書の写しを添付**してください。

2 延長の対象となる法人（申告・納付ができないやむを得ない理由に該当するケース）

次のような理由により、申告書や決算書類などの申告・納付の手続きに必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難なケースなどが該当します。

○税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと

○納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はその恐れがあるなど入国に制限等があること

○次のような事情により、通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

- ・経理担当部署の社員が感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合などの理由により、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
- ・学校の臨時休校の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと

○感染症の拡大防止のため、多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

また以上のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。**延長については、法人税に準じて取り扱いますので、税務署への延長申請と同様に判断してください。**

3 注意事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税の期限内申告が困難となり、国税通則法に基づき同税の申告期限の延長をしている場合であっても、**法人事業税に係る申告期限は、県税事務所に申請をいただかない限り、延長されません。**
- 他の都道府県や市町村に事務所等を有する場合は、各自治体の規定によりそれぞれ申請が必要になります。

4 その他

本来の申告納付期限経過後において、申告をお願いする文書等が送付される場合がありますので、ご了承ください。

徴収猶予の特例制度について

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方を対象とした徴収の猶予（特例猶予）は、令和3年2月1日をもってこの特例猶予の申請期間は終了いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合等は、愛知県税務課のウェブページで県税における猶予制度又は特例猶予以外の納税の猶予制度をご確認のうえ、管轄の県税事務所徴収担当課へご相談ください。

eLTAX(エルタックス)の利用の推奨

（法人県民税等の電子申告・納税・申請届出）

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告、納税及び申請届出の際には、窓口に出向くことなく自宅やオフィスから利用できるeLTAX（電子申告・納税・申請届出）の積極的な利用を呼びかけておりますので、ご協力をお願いします。

なお、eLTAXとは、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムです。

eLTAXの詳細い内容については、[愛知県税務課のウェブページ](#)や、[eLTAXのウェブページ](#)をご覧ください

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税グループ
電話 052-531-6304



名古屋市税だより

[栄市税事務所のご案内]

栄市税事務所の窓口は、NHK名古屋放送センタービル8階にございます。

8階にお越しいただくには、「6-13」と表示された低層階用エレベーターをご利用ください。

なお、NHK名古屋放送センタービル内には無料の駐車場はございませんので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※地下鉄栄駅東改札から直結のオアシス21を北東へ進むと連絡通路がございます。

お体の不自由な方には駐車場をご案内いたします。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

○お問い合わせ先 栄市税事務所管理課管理係

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)

電 話 959-3300 FAX 959-3317

[市税の納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください]

- 1 ご利用いただける市税
市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）
- 2 お申込み手続き
「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、市税の取扱金融機関へお申込みください。
※ 名古屋市外の店舗には、名古屋市税用の申込用紙が窓口には備え付けられていない場合があります。
その場合は、下記「7 お問い合わせ先」まで申込用紙をご請求ください。
- 3 取扱金融機関
市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局。
※ 詳しくは納付書の「納付場所」欄又は名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) でご確認ください。
※ 全国の店舗でお申込みいただける金融機関と、愛知県内の店舗に口座をお持ちの方のみお申込みいただける金融機関があります。
- 4 口座振替・自動払込みできる預貯金
普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金
- 5 振替の開始
おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。
※ 開始の時期は、お申込みの受付後に「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」を送付してお知らせします。
- 6 振替日
各納期の最終日、前納（1年分）の場合は、第1期の最終日です。
- 7 お問い合わせ先
名古屋市市税収納事務センター
〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号 電話 957-6931 FAX 957-6934

[法人市民税に関するお知らせ]

法人税割の税率（平成31年4月1日以後に終了する事業年度分）

法人の区分		令和元年9月30日以前に 開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		12.1%	8.4%
②資本金の額または出資金の額 が1億円以下の法人	法人税割の課税標準とな る法人税額が年2,500 万円を超えるもの(注1)		
③資本金の額または出資金の額 を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準とな る法人税額が年2,500 万円以下のもの(注1)	9.7%	6.0%
④人格のない社団等			

(注1) 2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるかどうかは、法人税額を関係市町村ごとに**按分する前の額**で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、**「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」**と置きかえて判定します。

均等割の税率（平成31年4月1日以後に終了する事業年度分）

資本金等の額（注2）による 法人の区分	従業者数（注3）	
	50人以下	50人超
公益法人等、人格のない社団等	50,000円	
1千万円以下の法人	50,000円	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	130,000円	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	160,000円	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	410,000円	1,750,000円
50億円を超える法人	410,000円	3,000,000円

(注2) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から次により算出した合計額を税率区分の基準とします。

※ 税率区分の基準（調整後の資本金等の額と資本金＋資本準備金との比較）について

調整後の資本金等の額 $\geq$ 資本金＋資本準備金 $\Rightarrow$ **調整後の資本金等の額**

調整後の資本金等の額 $<$ 資本金＋資本準備金 $\Rightarrow$ **資本金＋資本準備金**

※ 調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 ＋ 無償増資額 － 無償減資等による欠損填補額

※ 無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を確定申告書に添付してください。

(注3) 区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

○お問い合わせ先 栄市税事務所 市民税課 法人市民税係
〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）
電話 959-3305

貸倒損失とコロナによる債権放棄について

名古屋税理士会名古屋北支部 北野文章

1. はじめに

2021年6月28日現在新型コロナウイルス関連倒産は1661件(法的整理1526件事業停止135件)との調査結果が帝国データバンクの調べにより発表されました。

今後も業績が悪化する法人が増加することが予想されますが、取引先の債権について貸倒れが懸念される場合、法人税法上は貸倒損失について規定されていますので、内容を確認していきたいと思います。

2. 法人税法上の取扱い

『法人の有する金銭債権について一定の事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち一定の金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。【法人税法22条3の三、基通9-6-1～3】』と規定しています。

具体的な損金の額は各通達により違いがあるので留意が必要です。

3. 貸倒損失の態様別取扱い

貸倒損失は『法律上の貸倒れ』『事実上の貸倒れ』『形式上の貸倒れ』に区分されます。

法律上の貸倒れは金銭債権全般において貸倒れ処理が認められる一方で、事実上の貸倒れは金銭債権の全額を貸倒れとして損金経理をすることが求められ一部の貸倒れは認められません。形式上の貸倒れは売掛債権に限定されている為、不動産の売却などの未収金や貸付金については貸倒れが認められないという取扱いがあります。

通達の内容は次のとおりです。

(1) 法律上の貸倒れ（損金算入が強制される。）

①更生計画、再生計画、特別清算に係る協定の認可の決定による切捨て

⇒切り捨てられることとなった部分の金額【基通9-6-1(1)】【基通9-6-1(2)】

②債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めたもの

⇒切り捨てられることとなった部分の金額【基通9-6-1(3)イ】

③行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約で合理的な基準によるもの

⇒切り捨てられることとなった部分の金額【基通9-6-1(3)ロ】

④債務者に対する書面による債務免除（債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その弁済を受けられないと認められる場合に限る。）

⇒債務免除の通知をした金額【基通9-6-1(4)】

(2) 事実上の貸倒れ（全額を損金経理処理することにより損金となる。）

債務者の資産状況、支払能力等からみて全額が回収できないことが明らかとなったこと（担保物のない場合に限る。）

⇒金銭債権の全額【基通9-6-2】

(3) **形式上の貸倒れ**（備忘価額以外を損金経理処理することにより損金となる。）

①債務者との取引停止後1年以上経過したこと（担保物のない場合に限る。）

⇒売掛債権の額から備忘価額を控除した金額（貸付金その他これに準ずる債権を除く）

【基通 9-6-3 (1)】

②同一地域の売掛債権の総額が取立て費用に満たない場合において督促しても弁済がないこと

⇒売掛債権の額から備忘価額を控除した金額（貸付金その他これに準ずる債権を除く）

【基通 9-6-3 (2)】

4. 寄付金課税との関係

上記までの規定によらない金銭債権を貸倒損失として損金経理をした場合は、法人税法上寄付金として認定される場合がありますが、（寄付金と認定されると一定の金額を超える額が損金不算入となります）新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けて国税庁は、法人税基本通達等の改正を行い寄付金としない取扱いを示しましたので通達をご紹介します。

下線部は筆者記載ですが、今回の改正により追加された部分です。

災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等【基通 9-4-6 の 2】

法人が、災害を受けた得意先等の取引先に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間（災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいう。）内に売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦販売に係る賦払金等で災害発生後に授受するものの全部又は一部の免除を行うなど契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様とする。

（注）

1 「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれる。

2 本文の取扱いは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定の適用を受ける同法第2条第1号《定義》に規定する新型インフルエンザ等が発生し、入国制限又は外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援として行う債権の免除又は取引条件の変更についても、同様とする。

5. おわりに

コロナ禍において、これまで好調だった取引先が不本意な危機に直面している場合もあると思います。事業継続が困難な取引先が災害復旧をする為に債権切捨てなどの支援を求めてきた場合には、債務免除等の支援を税理士等の専門家とよくご相談の上、検討しても良いのではないかと思います。

名古屋税理士会名古屋北支部
北区田幡二丁目12番14号 明治安田生命黒川ビル4階
電話 052-914-7215

法人会の行事

令和3年4月1日～7月31日

総 会

6. 9 第46回通常総会（表紙裏をご覧ください）

研 修 会

7. 16 経営教室 名古屋市北文化小劇場

「近江商人の『三方よし』で磨く、これからの事業経営」

講師 サンライズ出版(株) 代表取締役／NPO 法人三方よし研究所 専務理事 岩根順子氏



法人の決算と申告説明会

5. 14 法人会研修室

講師 名古屋北税務署 法人課税第一部門

審理担当官 村松弘邦 氏



税務セミナー

5. 18 オンラインセミナー オンライン配信、法人会研修室

新規設立法人のための税務セミナー

「ここだけは押さえておきたい法人税法上の留意点」他

講師 税理士 中島加誉子 氏



簿記会計講座

7. 7 簿記会計講座第1回 法人会研修室

7. 14 簿記会計講座第2回

7. 21 簿記会計講座第3回

7. 28 簿記会計講座第4回

講師 名古屋税理士会名古屋北支部 税理士 山本和紀 先生

◇簿記会計の初心者対象とする簿記教室が、今年も始まりました。

受講者の皆さんは、仕事に役立てたいと真摯に学ばれていました。



社会貢献活動

7. 29 小学生税金クイズ&映画の会 名古屋市北文化小劇場



ウォルトディズニーの人気アニメ「トイストーリー 4」と国税庁監修の税金アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」の豪華?二本立て。

新型コロナの影響で区民祭りが中止となる中、子供たちに夏休みを少しでも楽しく過ごしてもらおうと、青年部会 OB 有志が中心になってイベントを運営しました。

会場には、法人会のイメージキャラクター“けんた”の姿も!

子供たちは「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を観た後に3問の税金クイズに挑戦。正解を投票し、イベント最後のお楽しみ抽選会では、wi-fi タブレットなど豪華賞品が当たりました。

役員会

4.19 運営会議

4.19 本部理事会



6.16 広報委員会

6.24 事業委員会

7. 7 厚生委員会 支援会 合同会議



活動レポート

総 会

杉 村
支部

大 杉
支部

清 水
支部

3支部合同総会・記念講演会

開催日：4月12日

場 所：魚鉄



記念講演会テーマ：「悪徳商法の被害にあわないために」

講 師：名古屋消費者生活センター 清水かほる 氏

日頃から心がけることが大切です！

1. 「安い」「もうかる」には要注意！
2. いらない時にはきっぱり断る。
3. 契約するときには、細部まで契約内容をよく確認する。
4. お金の出入りを管理する(クレジット決済、銀行引き落としなど)。
5. 「あれ？」「おかしい」と思った時は、早めに相談する。



楠
支部

総会・記念上映会

開催日：4月15日

場 所：名古屋市楠地区会館

国税ドラマ上映「多税目を徹底調査！特別国税調査官(総合調査担当)の仕事」



役 員 会

- 4. 12 杉村支部役員会
- 4. 12 大杉支部役員会
- 4. 12 清水支部役員会

- 4. 15 楠支部役員会
- 7. 9 杉村・大杉・清水 3支部代表役員会

活動レポート

総

会

6. 4 第43回定時総会 魚鉄
アトラクション（平安桜）オカリナと三味線ユニット



6月4日(金)、魚鉄において女性部会第43回定時総会が開催されました。

今年は感染対策としまして、ご来賓は最少限の方にとどめ、中村友哉名古屋北税務署副署長、田中悟統括官にご臨席いただきご祝辞を賜りました。総会参加者については会員希望者のみで間隔をあけてご着席いただき、換気をしながら短時間で議事は進行、承認され、総会は無事終了しました。

総会後は「記念演奏」として、昨年予定していた平安桜さんの「オカリナと三味線のアトラクション」を、今年はやっと実現することができました。国内外を問わず、たくさんの場所での演奏活動を展開してこられた実績は、「オカリナと三味線」という異文化の合体のなせる業なののでしょうか。息の合ったお二人の演奏は、どこか郷愁や異国への憧憬を誘う魅力にあふれています。ボスボラス海峡を往復しながら作られたという曲、「海峡を渡る風」を聴きながら、まだ見たことのない風景を頭に浮かべながら思いを馳せていました。

最後に、長い間事務局でお勤めくださった山下典子さんが、このイベントを仕事納めとして定年退職されました。女性部会はいへんお世話になりました。この場をお借りして、御礼申し上げます。

(女性部会 日比野由美子)

役員会

4. 14 法人会研修室
5. 13 法人会研修室
6. 4 魚鉄
7. 8 法人会研修室



活動レポート

総 会

5. 28 第42回 定時総会
北法人会研修室、ZOOM



※撮影時のみマスクを外しています。

総会の様子を2台のカメラを駆使して ZOOM 生中継!無事総会を終えて笑顔ほころぶ役員のみなさん。

事 業

5. 10 租税教室練習会
5. 11 法人会研修室
5. 13 法人会研修室

1日の仕事を頑張ったそのあとに…租税教室の練習に真剣に取り組む。



5. 14 租税教室出前授業
大森小学校6年生 2クラス



感染防止対策のマスクも“租税教育ツール”として活用する秋山副部長。ナイスアイデア!!
本物の先生みたいに落ち着いて見える?川邊副部長。練習会の成果もバッチリ。

7. 15 租税教室出前授業
東志賀小学校6年生 2クラス



税がどのように役立っているのかを理解してもらうために、身近な暮らしの中にある建物で、税金が使われているものと使われていないものの子供たちに選んでもらいました。

研 修 会

7. 20 経営研修会 ホテルプラザ勝川



※撮影時のみマスクを外しています。

大同生命保険株式会社の安藤洋介課長を講師に、「健康経営のススメ」と題して講義いただきました。「健康経営」は、全国の青年部会が取り組むテーマであり、会社・従業員・取引先のいずれもが利益を生むことにつながる取り組みです。

会社（経営者）が行うことは何か？従業員が行うことは何か？について考え、具体的取り組みとして「健康経営宣言」があり、楽しみながら取り組むことが大切であると学びました。

講義の後、自社が行えることを「健康経営宣言」にまとめ提出しました。

その後の懇談会では、講師も交え、楽しいひと時を過ごしました（もちろん、コロナには十分気を付けました。）。

役 員 会

4. 21 法人会研修室

5. 19 法人会研修室

7. 13 法人会研修室

今年度は原則として奇数月の第3水曜日に開催しています。オブザーバー参加大歓迎です。共に青年部会を盛り上げていきましょう。



身近な方に「青年部会」への加入をお勧めください

青年部会では、次の3つを掲げて活動しています。

- ① 楽しく活動し、自分自身を磨き、信頼できる仲間づくりをする。
- ② 税知識の向上、経営者としての資質を磨き、社会に貢献できる人材となることを目指す。
- ③ 会員交流を通じて経営上の悩みの共通認識やその解決策を探る。視野を広げる。

青年部会にご加入いただくと・・・

- ・仕事も家庭も忙しい現役世代の集まりであるからこそ、工夫して楽しく活動することができます。
 - ・「税」をキーワードに、経営者同士、利害関係なく本音の話ができます。
(ご自身のネットワークが広がり、有意な情報を共有することができます。)
 - ・所属期間(50歳まで)を利用し、互いに磨きあい立派な経営者となり、更に社会に貢献できる人物を目指します。
 - ・名古屋北法人会の次代の役員候補を育成する役割を担います。
- (年会費は、18,000円です。)

京都伏見稲荷大社& 車折神社参詣の旅

山田支部 中京金属株式会社 長谷川宏之

私の参詣歴は 50 年ほどになります。当初は車で毎月行っていましたがこの頃は奇数月に新幹線で行くことにしています。

京都駅から JR 奈良線で二つ目が「稲荷駅」。駅を出ると正面に朱塗りの大きな鳥居が見える。この稲荷大社は 1300 年に亘り人々の信仰を集め「商売繁盛」の神として参詣者は絶えない。コロナ前は参詣者の 8 割が外国人で賑わっていたが、現在は外国人も少なくひっそりしている。



伏見稲荷大社

祈祷料を納め本殿に入り神主による御祈祷と玉串奉奠をして本殿を後にする。パワースポットで有名な「千本鳥居」を進み、奥の院からさらに鳥居のトンネルをくぐっていくと、鳥居を横切る小路があり、そこを右にしばらく行くと祠（ほくら）がある。祠には様々な神様の石碑が祀っており、我が社の崇拝する「玉姫大神」の石碑もある。その祠の前に5年前、「空き」ができたので念願の「鳥居」を奉納する事が出来た。さて、今日はここで伏見稲荷を後にするのだが、健脚な崇拝者は「お山廻り」といって奥の院から 1 時間位かけて稲荷山を一周する人も多い。

JR の稲荷駅から少し離れたところに京阪電車の「伏見稲荷駅」があり、それに乗って「三条」で降り、地上へ出て嵐山方面行きのバスに乗り、「車折神社前」で下車。車折神社（くるまざき）の名前の由来は、後嵯峨天皇が嵐山へ遊行した折、神社の前で突然牛車が倒れ、なかえ（引き棒）が折れたことから、この名前が付いたと言われている。

創建は 1189 年。元々は平安時代の儒者清原頼業を祀る祭神であった。江戸時代には「商売繁盛」



車折神社

の神として庶民に親しまれていたのだが、現代では近くに撮影所があった関係で芸能人のパワースポットとして有名になり、境内を埋め尽くす玉垣は芸能人の名前がずらり。

又この神社にはちょっと変わった神事があり、社務所で戴いた小石を家の神棚に供え、願い事が成就されると、お礼にそれよりも大きめの石を河原で拾い洗って祈願成就をそれを書いて神前に奉納

するというもので、私も一度祈願成就した事があったので信じたいのだが…。

帰路は直接京都駅行きのバスという手もあるが、私は「嵐電」で四条大宮へ行き、そこからバスにて「京都駅」というコースをとっている。

民家の間を縫うように走る嵐電もまた楽しい。四条大宮から乗ったバスが四条通に入った時、2年ぶりの祇園祭の「山鉾建て」の準備をしている光景に出会った。一基の山鉾に数人の職人が一本の釘も使わず「縄がらみ」の技法を駆使して山鉾を組み立てていく。どこからともなく笛と鐘の音が聞こえてきそうだ。京都の夏の風物詩の始まりなのか。

新幹線に乗る前に「伊勢丹デパート」の11階のレストラン街で夕食をとることにする。京料理をはじめ和・洋・中華何でもそろっているので便利だ。私のお勧めは「西楼亭」の「桜弁当」(¥2,700)ですが、特にフライ物が実に美味しい。

私は高齢者ということで既にコロナワクチンは済ませていますが、早くみんながワクチンを済ませ安心して旅ができるようになればと願っています。



車折神社祈念神石



車折神社内玉垣

新会員紹介

2021.4.1～7.31 (敬称略)

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓奨社
山田	(一社)こども女性ネット東海 北区平安1丁目9-22	藤岡喜美子 919-0200	サービス業	
大杉	(有)木村工業 北区大杉2丁目2-9	木 村 章 913-2476	土木建築業	中日信用金庫本店(清水)
金城西	司法書士 丹羽正司事務所 北区田幡2丁目5-12	丹 羽 正 司 912-0111	司法書士	(株)愛知銀行黒川支店
金城西	(株)ナデック 北区田端1丁目2-4	松 浦 成 利 910-7109	内装仕上工事業	
金城西	(株)ミライフ 北区八代町2丁目5	金 子 剛 彦 910-8040	フィットネスジム	草川工業(株)
楠	アフラック募集代理店 川原浩二 北区若鶴町162-302	川 原 浩 二 090-1417-3323	保険代理店業	
大森	(株)アルファシーン 守山区天子田3丁目1203	高 橋 宏 彰 772-9708	卸売業	川辺建設(清水)

あなたの職場は大丈夫?

職場における感染防止対策チェックリスト

職場で新型コロナウイルス感染症の患者や接触者が多数発生すると、業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざるを得なくなってしまうます。

その様な事態を避け、職場での感染拡大を防ぐために、職場での感染防止対策を見直してみましょう。

Check ✓

☐

マスクは常に着用し、鼻と口の両方を覆うように徹底していますか? (鼻だしマスク・あごマスクはNG)


☐

室内の換気を徹底していますか?
(窓やドアは常時2方向開放することが望ましい)


☐

のどが痛い・微熱がある等の体調不良時は、出勤させずに休まさせていますか?


☐

1日1回以上、不特定多数の者が触れる部分の定期的な消毒をしていますか?
(コピー機、PC、ドアノブ・電気スイッチ・電話 等)


☐

共用の物品に触れる度に、手洗いや手指のアルコール消毒を徹底していますか?


☐

テレワークで出勤者を減らし、集まる必要がない会議はオンラインで行っていますか?


☐

昼食等は1人で食べる又はいつも近くにいる4人以下で「マスク会食」を徹底していますか?
(食事をしながらの会話は非常に危険!)


☐

喫煙所を同時に利用できるのは1人までにしていますか?
(禁煙もコロナ対策の1つです)


☐

洗面所・更衣室・休憩室などは、密にならないように定員を設けていますか?



とは…職場での感染防止対策をNBiz (エヌBiz) と呼称し、感染防止対策の実施を促す名古屋市独自の取り組みです。本市の主な感染経路は職場と家庭であり、職場内での感染拡大や職場から家庭へウイルスを持ち込むことを防ぐため、職場での感染防止対策を徹底しましょう。

従業員がコロナになってしまったら…

所在区の保健センターより疫学調査が実施されます。その際に、事業所の皆様(主に労務担当や安全衛生担当)に行っていただきたいことをまとめましたので、ご確認ください。



これからどうなる、**人権問題・新型肺炎・香港問題・新疆ウイグル問題、台湾情勢**と、米中新冷戦突入

税を考える週間 記念講演会のお知らせ

聴講
無料

一般の方も聴講できます。

名古屋北法人会事務局へお問い合わせください。

日時／11月17日(水) 14:00～15:30 (開場13:00)

場所／名古屋市守山文化小劇場

守山区小幡南一丁目24番10号アクロス小幡3F
(名鉄瀬戸線 小幡駅下車 すぐ)



コロナ後の米中覇権争いと中国最新情勢、 どうする、今後の日中関係

拓殖大学客員教授／評論家 **石 平 氏**

1962年中国四川省成都市生まれ。1966年、教師だった両親が大学から追放され農場へ「下放」されたため、四川省の農村部で漢方医の祖父によって扶養、「論語」を教わる。1980年北京大學哲学部入学。1983年頃毛沢東暴政の再来を防ぐためと、中国民主化運動に情熱を傾け始める。

1984年北京大學卒業後は四川大學哲学部講師を経て、1988年留学のために来日、日本語の勉強を開始。1989年天安門事件をきっかけに中華人民共和国と「精神的決別」。1995年神戸大学大学院文化科学研究科博士課程修了、民間研究機関に勤務。2002年「なぜ中国人は日本人を憎むのか」(P H P研究所)を刊行して中国における反日感情の高まりについて先見的な警告を発して以来、在日中国人として日中問題、中国問題中心に評論活動に入り、執筆、講演・テレビ出演などの言論活動を展開している。

◆新型コロナウイルスの感染状況により、中止する場合があります。その場合は、当会HPにてお知らせします。

会 員 募 集 新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

研修・地域貢献事業 = 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学

保障制度 = 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック

交流事業 = 経営研究会、青年部会、女性部会、支部

情報発信 = 税法改正の要望・提言、広報紙配布、税務参考図書

名古屋北法人会だより No.151

令和3年9月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

名古屋北法人会広報委員会では
毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様
からのご意見ご要望をお待ちしています。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いた
しております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





AIG 損保

法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

名古屋支店

〒460-0008

名古屋市中区栄5-27-12

TEL.052-857-1400 FAX.052-251-2142

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）